

第5次長与町行政改革大綱



令和3年4月 長与町

1 はじめに

本町では、簡素で効率的な行政運営を実現するために、昭和 60 年以降、4 次にわたり「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正な管理、財政の健全化、町民との協働の推進など、効率的・効果的な行政運営を図るとともに、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に対応し、町民の満足度を高める行政サービスを効率的に提供できるよう、行政改革を推進してきました。

しかし、町政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、産業構造の変化等に伴い、町の収入が安定的に増加することが極めて難しい一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられないなど、多様化し増大する行政ニーズや社会経済情勢の変化への適応が課題となっています。

さらには、大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延を端緒とする感染症対策の視座に立った継続的な業務の遂行、SDGs を軸とした持続可能な社会の志向など、新しい行政課題へ弾力的に即応していくことが求められてきています。

そのような状況を背景として、行政運営において、真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点化し、健全で安定した行財政基盤の確立と主体性・自立性の高い行政経営の実現を図るとともに、積極的な業務改革による公共サービスの最適化を推進していく必要があります。また、限られた財源で多種多様な行政ニーズに応え、サービスの向上を図っていくためには、職員の士気を高め能力を十分に発揮させるための働き方改革や、行政だけでなく町民参画による協働の町づくりが必要であると考えます。これらを実現するために、「第 4 次長与町行政改革大綱」を基本としつつ、これをさらに発展させ、新たな改革項目等を加味した新しい行政改革大綱を策定し、一層の行政改革の推進に取り組んでまいります。

2 これまでの行政改革の取組と成果

本町は、昭和 60 年に「長与町行政改革大綱」を策定して以降、行政改革を全庁的な重要課題と捉え、継続して各種取組を推進してきました。

そうした中で、平成 12 年に策定した「第 3 次長与町行政改革大綱」では、スクラップ・アンド・ビルドの精神で常にすべての業務を総点検しつつ、複雑多様化する行政ニーズに対応するために、事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理の適正化などに努めてまいりました。

さらに、平成 23 年に策定した「第 4 次長与町行政改革大綱」では、健全な財政状況を維持しながら、限りある人と予算の効率性を高め、質の高い行政サービスの提供を追求し、組織体制の確立と職員の資質向上に取り組んできました。

その結果、限られた財源・人員でより効果的・効率的な行政運営と利便性の高いサービスの提供に一定の成果を挙げることができました。

3 行政改革大綱策定の基本方針

本町がこれまで行ってきた行政改革の取組は、簡素で効率的な行政運営に一定の成果を挙げてきました。その成果を踏まえ、効果的な取組については社会情勢の変化に対応しつつ、行政改革の更なる推進に向け継続して実施してまいります。

持続可能で個性豊かな地域社会を形成していく上で、地域課題に総合的に対応する地方公共団体に求められる役割は大きく、そのあり方を社会情勢の変化に適応したものへと転換していく必要があります。

特に、公共私連携・協働や行政のデジタル化などについては、地方公共団体が取り組んでいかなければならない喫緊の課題となっています。地域社会においては、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、多様な主体が組織の枠を超えて連携・協働することが不可欠となってきます。さらに、ICT技術を活用して、従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革し、町民に迅速かつ正確で効率的な行政サービスを提供していく必要があります。

そこで、本大綱では行政改革の取組として、6つの基本方針を掲げ、その概要を示すものとします。さらに、これらを具体化するために、本大綱に基づく実施計画を策定し、計画的に推進を図ってまいります。

行政改革の推進にあたっては、長与町行政改革推進委員会の機能を十分に活かしながら、その答申を尊重し、議会をはじめ町民の理解と協力のもと、より一層積極的に行政運営の効率化に取り組んでまいります。

－ 基本方針 －

- (1) 公共私連携・協働
- (2) 事務事業の見直し
- (3) 人材育成の推進及び職場環境の整備
- (4) 財政の健全化
- (5) 組織機構の見直し
- (6) 定員管理及び給与の適正化

4 行政改革の具体的な取組

(1) 公共私連携・協働

① 地域協働の推進

町民ニーズや多様化・複雑化する地域の課題に対応するために、コミュニティ組織、NPO、企業等の多様な主体と連携・協働し、町民が快適で安心・安全な暮らしを営んでいくために必要なサービスの提供や課題解決に努めます。

また、町民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画することができる環境を整備します。

② 積極的な情報発信

町民等の町政への参画と協働を促進するために、広報誌やホームページ等を活用して、行政情報をわかりやすく提供することにより、情報の共有化を推進します。

③ 広域連携の推進

広域行政や連携中枢都市圏の推進により、地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、相互に情報を共有し、資源を活用し合うなど、地域の枠を超えて連携し、効率的で効果的な行政サービスの推進を図ります。

(2) 事務事業の見直し

① 公共サービスの見直し

行政組織運営全般について、計画の立案 (Plan)、施策・事業の実行 (Do)、実行の結果に対する客観的な点検評価 (Check)、評価結果を踏まえた必要な改善・見直し (Action) を継続的に行う「P D C Aサイクル」を構築し、成果の向上と事業の効率化に努めます。

② ICTの推進

デジタル技術やAI等を活用して行政手続の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくように努めます。

③ 官民連携手法 (PPP) 導入の検討

インフラの運営・更新等の効率化、行政サービスの質的向上、財政負担の軽減が期待できる事業については、アウトソーシングやPFIなどの多様な官民連携手法 (PPP) の導入を検討します。

(3) 人材育成の推進及び職場環境の整備

① 人材育成の推進

今後顕在化する様々な変化・課題に対応するために、各種研修の充実などにより、職員の能力向上を図り、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応できる人材育成に取り組みます。

② 適正な人事評価の運用

人事評価システムの運用により、職員の能力・業績の適正な把握とこれらを踏まえた人事管理を行い、職員の意識改革に努めます。

③ 働きやすい職場環境の整備

時間外勤務縮減や有給休暇取得率向上等の働き方改革を推進するとともに、メンタルヘルス対策やハラスメント防止の体制を整備し、男女共同参画の一層の推進を図ることによって、職員が能力を十分に発揮し、高い士気を持って効率的な業務推進を行えるよう職場風土の醸成に努めます。

(4) 財政の健全化

① 財政の健全性の維持

将来にわたって安定した行政サービスを提供し続けるために、施策評価等に連動した財政運営、自主財源の確保等に取り組み、より一層の財政の健全化に努めます。

② 補助金等の整理合理化

補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、真に必要なものについては積極的な支援を行う一方、所期の目的が達成されたものについては廃止するなど整理合理化を推進します。

③ 地方公会計改革への取組

財務書類を作成・分析・公表することにより、資産・負債の情報が見える化し、町民への説明責任を適切に果たすとともに、その活用に努めます。

④ 地方公営企業の経営健全化

公営企業については、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、計画的かつ合理的な経営を行い、収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めます。

⑤ 地方公社の経営健全性の堅持

財政運営の健全化を推進する観点から、土地開発公社の経営健全化に努めます。

⑥ 公共施設の適正な維持管理

計画的な改修により長寿命化を図るとともに、更新も含めたトータルコストの縮減及び事業費の平準化に努めます。

(5) 組織機構の見直し

① 行政ニーズに対して的確に対応できる組織編制

人口減少・高齢化の進行、行政ニーズの多様化など社会経済情勢の変化に適切に対応し、引き続き質の高い行政サービスを継続的・効率的・効果的に提供できる組織体制を推進します。

(6) 定員管理及び給与の適正化

① 定員管理の適正化

地方公共団体を取り巻く情勢の変化に対応して的確な行政サービスを提供していくためにも、経験豊かな再任用職員の活用や、定年延長及び会計年度任用職員の制度を踏まえた定員適正化計画を策定し、計画的に適正な定員管理に取り組みます。

② 給与の適正化

職員の給与については、人事院勧告に準拠するとともに、職務・職責を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化に努めます。

5 推進体制

本大綱の推進に当たっては、PDCAサイクルに基づく進捗状況や成果について、「長与町行政改革推進本部」及び「長与町行政改革推進委員会」に適時報告し、様々な立場と観点から意見を求め、改善を図りながら、行政改革の推進を図っていきます。

